

障害のある学生の受入れに対する支援に関する申し合わせ

本大学院が障害のある学生を受入れする場合には、次の取扱いによるものとする。

1、相談員の配置

- ・原則として、障害のある学生を受入れする分野の大学院教授及び大学院を担当する教育職員を相談員とする。
- ・学生相談室を利用する。

※障害のある学生が相談員に相談した場合には、記録を作成し、保管をするものとする。なお、記録の保管においては、個人情報として取り扱うものとし、適切に管理・保管に務めることとする。

2、授業等の支援

- ・授業等（講義、演習、実験・実習）を実施した場合、座席を入口付近に設ける等授業等が受けやすいよう配慮・支援するものとする。

3、生活の支援

- ・公共交通機関等の利用が困難な場合には、本人からの申し出により必要書類（申請書、自動車賠償責任保険並びに任意保険の証書の写し）を提出し、自家用車による通学を許可するものとする。

4、施設・整備に関する配慮

- ・既にバリアフリー化してある既存の施設（スロープ、手摺り、エレベーター、車椅子、多目的トイレ）等を利用するものとする。また、学生の障害に応じて、改築、改修を考慮する。

5、入学志願者に対する配慮

- ・入学願書に予め配慮していることの内容を記載するものとする。

6、教育職員に対する配慮事項の周知及び徹底

- ・当該授業担当者以外に本申し合わせを本学教育職員全員へ周知及び徹底するものとする。

7、この申し合わせは、平成25年8月1日から施行し、平成25年4月1日から適用する。